

近隣市町に応援要請を行う。

6 ペット対策

鈴亀地区獣医師会（三重県獣医師会鈴鹿支部）の助言・協力を得て、避難所に隣接した場所に、飼い主責任を基本としたペットの管理場所及び救護所を設置するよう努める。

資料編 16-5 防災に関する協定一覧（災害時における動物救護活動に関する協定）

第3項 市民が実施する対策

1 健康カードの作成

既往歴，治療中疾患名，治療薬剤名などを記載した健康カードを作成し，常に身に付けることを心がける。

2 治療薬剤の保管

普段服薬している治療薬剤を，災害時に入手困難になることを想定し，1週間分程度保管しておき，避難時に携行する。

3 ペットの同行避難対策

ペットの飼い主は，災害が発生し避難所へ避難する場合は，避難先でのペットの管理に自らが責任を負うことを前提に，ペットとともに同行避難を行う。

また，ペットの管理場所及び救護所が設置されている場合は，ペットの管理場所及び救護所~~并~~の指示に従い，ペットを適正に管理する。

4 感染症対策

各自でマスクや消毒液の準備をする等，感染症予防対策を実施する。

第19節 廃棄物処理計画

第1項 計画の主旨

被災地のごみの収集及びし尿のくみ取り等の廃棄物処理業務を適切に行い、生活環境の保全と公衆衛生の維持に万全を期する。

第2項 市が実施する対策（環境対策部）

1 実施責任者

被災地における廃棄物処理計画の策定及び実施は、市~~長~~が行う。

2 ごみ・し尿の収集と処理

(1) ごみ処理

ア 処理体制

市は、被害地域のごみの発生状況と、収集運搬体制及び処理施設の稼働状況、仮設処理施設の設置・運用状況、広域処理等を総合的に判断して、適切な処理体制を敷く。また、日々大量に発生するごみの処理や一時保管が困難とならないよう、住民に対して広く啓発し、適切な集積や分別の協力依頼を行う。

処理機材、人員等については、可能な限り市の現有体制で対応することとするが、必要に応じて機材の借上げ等を行うことにより迅速な処理を行う。

また、特に甚大な被害を受けた場合、機材、人員等において処理に支障が生ずる時には、その程度に応じて近隣市町あるいは県に応援を要請する。加えて、ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行うものとする。

なお、基本法第86条の5第4項に基づき環境大臣により廃棄物処理特例地域として指定を受けた際は、定められた廃棄物処理特例基準に基づき処理する。

資料編16-5 防災に関する協定一覧（三重県災害等廃棄物処理応援協定、三重県災害等廃棄物処理応援協定書に基づく覚書、災害時における廃棄物の処理に関する応援協定）

資料編16-~~16~~17 三重県災害等廃棄物処理応援協定

イ 処理の方法

ごみの処理は、一般廃棄物処理基準（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条の2第2項に基づく基準）（基本法第86条の5第5項に基づく廃棄物処理特例基準を含む）に基づき、生活環境保全上支障のない方法で行う。

なお、施設の能力低下や一時的なごみの大量発生が予想される場合には、保管

第3章 災害応急対策計画

場所の確保、性状に応じた処理順位の設定など、公衆衛生の確保と生活環境の保全に配慮する。

また、倒壊家屋等の除去作業においては、解体に伴う粉じんや騒音の発生抑止に十分配慮するとともに、できる限りの分別排出とリサイクルに努める。

(2) し尿処理

ア 処理体制

市は、し尿の発生量について、発生箇所、利用人数等を総合的に判断し、適切な処理体制を敷く。特に、仮設トイレ等が設置される避難所のくみ取りについては、貯留容量を超えることがないように配慮する。(し尿の発生量は、一人一日当たり~~1.4~~1.7リットルを目安とする。)

また、人員、機材が不足する場合には、ごみ処理に準ずる。

イ 処理の方法

し尿の処理は、し尿処理施設によることを原則とし、必要に応じて、生活環境保全上支障のない方法を併用する。

3 災害がれき等の処理

(1) 処理体制

災害廃棄物処理計画に基づき、災害の規模、被災状況、災害廃棄物の発生量の推計、仮置場の設置等を行うとともに、「災害廃棄物処理実行計画」を策定し、適正かつ迅速に処理を行う。また、甚大な被害が発生した際は、県への支援要請の判断を速やかに行う。

(2) 処理の方法

災害廃棄物処理計画及び災害廃棄物処理実行計画に基づき処理を行う。道路通行上支障のあるもの、有害なものを優先的に収集・運搬、処理・処分を行う。

4 貴重品・思い出の品の対応

津波堆積物、災害がれき等の撤去の際に発見した位牌、写真その他の思い出の品については、発見場所や品目等の情報をリスト化する等、収集・保管方法及び所有者に引き渡す機会の設定等、収集・保管・引き渡しの体制を検討する。

第3項 市民や地域が実施する対策

1 生活ごみ等処理

- (1) 避難所での生活ごみ等の分別について、市の指示を遵守する。
- (2) 家庭から排出する生活ごみや粗大ごみについては、市の指示する分別方法や排出場所等に協力する。
- (3) 便乗ごみの排出、不法投棄、ごみの野外焼却等、不適正な処理を決して行わない。

2 し尿処理

- (1) 避難所等での簡易トイレやマンホールトイレ等の使用について、市の指示に従い、

公衆衛生の維持やし尿収集に協力する。

第20節 文教対策計画

第1項 計画の主旨

文教施設の被災又は児童・生徒等^等の被災により、通常の教育が行えない場合及び文化財が被害を受けた場合の応急対策は本計画による。

第2項 市が実施する対策（避難所対策部、建築対策部）

1 実施責任者

（1）教育施設の確保，教職員の確保

市立学校，市立幼稚園 …………… 市教育委員会

県立学校，県立学校以外の県の教育機関 …………… 県教育委員会

私立学校，私立幼稚園 …………… 私立学校設置者

（2）教科書，学用品等の給与

市長（救助法適用後は知事の委任による市長）所轄のもとに教育委員会，学校長が協力して行う。

2 文教施設の応急対策

被災施設の状況を速やかに把握するため，被害調査班を編成し，関係機関と密接な連絡のうえ，次の対策をとり，教育の低下をきたさないように努める。

（1）市立学校施設の危険度判定を行う。

（2）校舎の被害が軽微なときは，速やかに応急修理を行う。

（3）校舎の一部が使用できない場合は，特別教室，屋内体育館等を利用し，事情によっては二部授業等を行う。

（4）校舎の被害が相当に大きく，全面的に使用不能で復旧に長時間要する場合には，使用可能な学校施設，公民館及び公会堂，その他民有施設の借り上げ等により，仮校舎を設置する。

（5）上記の措置は，学校（園）長が教育委員会と協議のうえ決定するものとし，応急教育実施にあたっては，児童生徒等及び保護者等に対し，メール，ホームページ等避難した生徒児童等の連絡先がわからない場合にも情報を伝達する方法をあらかじめ講じておき，実施時期等の周知を図る。

（6）被害を受けた学校については，理科室，保健室等に保管している薬品，器具について安全点検を行う。

（7）学校の周辺及び通学路等が被害を受け，危険箇所が発生したときは，学校（園）長は，その危険防止について適切な指導を行い，その徹底を図る。

（8）施設の安全が確保できず，仮校舎の設置もできない学校施設については，市~~市~~教育委員会は県災対本部（被災者支援部隊（教育対策班））に対し，児童生徒等を他の

学校施設へ転入学させる等の調整を要請する。

3 被災児童・生徒の保健管理

- (1) 被災児童・生徒の心の相談を行うため、保健室等におけるカウンセリング体制の確立を図る。
- (2) 学校の設置者は応急処置器材を各学校に整備し、養護教諭等が応急措置にあたる。
- (3) 被災地域の児童・生徒に対しては、早急に健康診断、検便等を行うとともに、感染症の予防と健康保持に努める。

4 教職員の確保

- (1) 教職員の人的被害が大きく、教育の実施に支障をきたすときは、県教育委員会、市教育委員会との連携のもとに、学校間等の教職員の応援を図るとともに、非常勤講師等の任用などを行う。
- (2) 教職員の不足が補えない場合は、県と連携し、他県等への教職員の派遣要請、受入配置等の調整を行う。
- (3) 学校再開に向けた業務、児童生徒等の心のケア等を自力で行えない場合、県と調整の上、「三重県災害時学校支援チーム」の派遣を要請し、支援を受ける。

5 学用品の給与

災害により住家に被害を受け、学用品等を喪失又はき損し、就学上支障をきたした児童・生徒に対し、学用品の必要量を確保し、被災児童・生徒又は臨時授業所に急送する。

(1) 給与の対象

災害により住家に被害を受け、学用品等を喪失又はき損し、修学上支障をきたした児童・生徒に対し被害の実情に応じ、教科書（教材を含む）、文房具及び通学用品を支給する。

(2) 給与の方法

学用品の給与は、市長（救助法が適用された場合は知事の委任による市長）が行う。

6 学校施設等の一時使用措置

避難所に指定されている学校においては、施設管理者として、避難所設置初期対応及び避難所運営に対し協力するとともに、災害応急対策のため、学校及び市営施設等の一時使用の要請があった場合、当該施設管理者は支障のない範囲において、これを使用させる。

また、教育活動への支障が最小限となるよう、避難所及び災害応急対策のために開放できる部分、開放できない部分を明確にし、避難者等の協力を得る。

7 救助法が適用された場合

救助法適用時の学用品の給与基準は次に定めるものとする。

(1) 対象者

第3章 災害応急対策計画

災害のため住家に被害を受け、就学上欠くことのできない学用品を喪失又はき損し、しかも物品販売機構等の一時的混乱により資力の有無にかかわらず、これらの学用品を直ちに入手することができない状態にある小学校児童及び中学校生徒（特別支援学校の小学部児童及び中学部生徒を含む。）並びに高等学校等生徒（高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。）

（2）学用品の給与

被害の実状に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行う。

ア 教科書

イ 文房具

ウ 通学用品

（3）費用及び期間

救助の程度、方法、期間等は、救助法による。

資料編 16-1 災害救助法による救助の程度と期間

8 私立小中学校及び幼稚園への対応

- （1）私立小中学校及び幼稚園（以下「私立学校等」という。）は、市立学校及び幼稚園（以下「市立学校等」という。）に準じた応急教育対策を講じるよう努める。
- （2）市は、私立学校等及び県災害対策本部と連携し、私立学校等の被害状況を収集するとともに、私立学校等に対して必要な情報の伝達を行う。
- （3）市は、「2 文教施設の応急対応」のうち、私立学校等施設の危険度判定の実施及び私立学校施設が使用不可能な場合の使用可能な市施設等の貸与又は市立学校等への児童生徒の受入について、私立学校等又は県災害対策本部の要請により、対策を講じるよう努める。

9 国・県・市指定の文化財の保護

（1）被害報告

国・県指定等文化財が被害を受けたときは、その所有者、管理者及び管理団体は被害状況を調査し、その結果について速やかに市教育委員会を通じて、県教育委員会に報告する。県教育委員会は、被害状況を直ちに集約し、国指定等文化財については、国(文化庁)に報告する。

市指定等文化財が被害を受けたときは、その所有者、管理者及び管理団体は被害状況を調査し、その結果を速やかに市教育委員会に報告する。

（2）応急対応

国・県・市指定等文化財が被害を受けたとき は、県は必要に応じて国（文化庁）又は県文化財保護審議会の指示・指導を求めるとともに、市教育委員会は県教育委員会の指示・指導をもとに、所有者、管理者及び管理団体に対して、被災文化財の保存、応急処置並びに被害拡大防止等の措置について、必要な指示・助言を行う。

第21節 ボランティアの受入計画

第1項 計画の主旨

参加したボランティアの善意が効果的に生活かされるよう、行政、ボランティア関係機関、災害救援ボランティアグループ等の連携により、ボランティアの円滑な受入体制を確立する。

第2項 市が実施する対策（総務管理部、福祉医療対策部）

1 実施責任者

ボランティアの要請は、本部（福祉医療対策部）において行うこととする。ただし、災害の程度、規模等により、その実施機関において、その地域内で要員の確保ができないときは、災害を免れた市町に応援するよう県に要請する。

2 ボランティア受入体制

災害発生時におけるボランティア等の支援活動が円滑に行われるよう、ボランティア関係機関、災害救援ボランティアグループ等が相互に連携して、次の事項により対応する。

（1）災害ボランティアセンターの設置

本部（福祉医療対策部）は、「鈴鹿市災害ボランティアセンター設置及び運営に関する協定」に基づき、市社会福祉協議会に対して、災害ボランティアセンターの設置を要請する。また、ボランティア活動が円滑かつ効果的に行われるよう、必要に応じて、現地事務所の設置場所を検討する。

（2）みえ災害ボランティア支援センターとの連携

本部（福祉医療対策部）において、ボランティアの要請が不可能なとき又は不足するときは、県地方部に応援の調整を要請する。

災害ボランティアセンターは、みえ災害ボランティア支援センターとの連携を図りながら、ボランティア（一般、専門職）募集の広報活動等を行い、市内外からのボランティア（一般、専門職）を円滑に受け入れる。

（3）三重県災害派遣福祉チーム（三重県DWAT）の要請

避難所等において、要配慮者に対するニーズ等の調査、福祉避難所への誘導、相談支援、避難所環境の整備へのアドバイス、生活上の支援などを行うことにより、要配慮者の生活機能の低下や要介護度の重度化など、二次被害の防止を図ることを目的に、県に対し、三重県災害派遣福祉チーム（三重県DWAT）の派遣を要請する。

第3項 防災関係機関等が実施する対策

1 災害ボランティアセンターの設置及び運営

第3章 災害応急対策計画

市社会福祉協議会は、本部（福祉医療対策部）の要請を受け、災害ボランティアセンターを設置し、ボランティア活動を行う団体又は個人を円滑に受け入れる。

（1）災害ボランティアセンターの機能

災害ボランティアセンターは、災害救援ボランティア活動に関する一元的な活動拠点として機能する。

ア 被災地におけるボランティアニーズの収集・集約

イ ボランティア活動のコーディネート

ウ ボランティアの受入れ、被災地での活動支援

エ その他ボランティア（一般、専門職）活動に関する庶務

オ みえ災害ボランティア支援センターとの連絡調整

カ 三重県災害派遣福祉チーム（三重県DWA T）との連携調整

2 ボランティアの活動内容

ボランティア等に対して、次の活動に関して協力依頼する。

（1）災害・安否・生活情報の収集・伝達

（2）避難生活者の支援（水くみ、炊き出し、救援物資の仕分け・配付、高齢者等災害時要援護者の介護等）

（3）在宅者の支援（高齢者等災害時要援護者の安否確認・介護、食事・飲料水の提供等）

（4）配送拠点での活動（物資の搬出入、仕分け、配布、配達等）

（5）その他被災者の生活支援に必要な活動

第4項 市民や地域が実施する対策

1 被災状況の把握とボランティアの要請

自治会や自主防災組織は、被災状況や支援ニーズを把握し、災害ボランティアセンターへ情報提供するとともに、必要に応じ、ボランティアの要請を行う。

2 災害ボランティアセンター現地事務所の運営支援

被災状況に応じて、現地事務所の運営を支援するため、ボランティアニーズの把握、情報提供等に協力する。

3 ボランティアの受入支援

現地事務所や災害支援団体と連携して、ボランティアの受入れに協力する。

4 ボランティア活動への参加

被災状況に応じて、可能なボランティア活動に参加する。

第22節 輸送計画

第1項 計画の主旨

災害発生時に際し、被災者、災害応急対策の実施に必要な人員、救助物資及び応急対策用資材の輸送を迅速、確実に行うため、車両、船舶等及びこれに要する労務を確保し、その有効適切な利用により、作業の万全を期す。

第2項 市が実施する対策（総務管理部、福祉医療対策部、消防対策部、産業物資対策部、環境対策部、土木対策部、上下水道対策部）

1 実施機関

災害輸送は、市が実施するものとし、応急措置を実施するため必要と認める場合、基本法第68条第1項の規定に基づき、県へ要請を行うものとする。ただし、事態が急を要するときは、電話又は無線をもって要請し、事後に文書を送付する。

2 輸送の対象

（1）第1段階

- ア 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資
- イ 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資
- ウ 災害対策要員、情報通信・電~~力~~気・ガス・上下水道施設保安要員等初動の応急対策に要する人員、物資等
- エ 後方医療機関へ搬送する負傷者等
- オ 緊急輸送に必要な道路や防災上の拠点となる施設の応急復旧、交通規制等に要する人員及び物資

（2）第2段階

- ア 上記（1）の続行
- イ 食料、水等生命の維持に必要な物資
- ウ 被災地外へ搬送する傷病者及び被災者
- エ 輸送施設（道路、港湾、漁港、ヘリポート等）の応急復旧等に要する人員及び物資

オ 感染防止資機材

（3）第3段階

- ア （2）の続行
- イ 災害復旧に要する人員及び物資
- ウ 生活必需品

3 輸送車両等の確保

（1）調達車両等

車両等の確保は、概ね次の順序による。

- ア 市が所有する車両等
- イ 防災関係機関が所有する車両等
- ウ 自動車運送事業者の車両等

(2) 陸上輸送

ア 輸送・配車計画

本部各部は、各部保有の車両を使用するにあたり、あらかじめ各部で保有する車両等の数及び種別を掌握し、輸送・配車計画を作成しておく。

イ 輸送車両の要請

各部の保有する車両等で輸送力の確保ができない場合は、総務管理部に車両の調達を要請する。

総務管理部は、集中管理車両に不足を生じる場合は、県、自動車運送事業者等に車両の確保を要請する。

資料編 16-5 防災に関する協定一覧（災害時における緊急物資輸送等に関する協定，
災害時における車両の提供等に関する協定）

ウ 車両燃料の確保

本部は三重県石油業協同組合鈴鹿市支部等の協力により、災害輸送車両の燃料の確保に努める。

エ 輸送記録

輸送関係者は、車両の使用、その他輸送に関する記録を整備し、保存しておく。

(3) 鉄道輸送

鉄道の利用については、必要の都度、鉄道事業者等と関係機関と連絡して処理する。

(4) 海上輸送

船舶による輸送は、白子港を拠点とし、港湾事情を考慮に入れ、県災対本部、港湾管理者、鈴鹿市漁業協同組合等関係機関に協力要請を行う。

(5) 空中輸送

ア 県防災ヘリコプターの応援要請

陸上輸送の途絶等に伴い、緊急に空中輸送が必要なときは、県本部に輸送条件を示して空中輸送の要請をする。

資料編 16-2 三重県防災ヘリコプター緊急運航要請書

イ 受入体制の構築

ヘリコプターの運航が安全かつ確実に行えるよう、飛行場外離着陸場の確保等受入体制を整える。

資料編 9-4 臨時ヘリポート一覧表

(6) 費用の基準

第3章 災害応急対策計画

自動車輸送事業者による輸送あるいは車両の借上げは、市域における慣行料金（国土交通省の認可を受けている料金以内）による。

4 緊急通行車両の確認

- （１）災害応急対策が円滑に行われるよう、事前に災害応急対策に従事する関係機関の届出により、緊急通行車両として使用する車両について事前届出済証を交付する。
- （２）事前届出についての事務は、警察署交通課において受付し、警察本部交通規制課において行う。
- （３）災害時においては、事前届出済証を携行している車両の使用者に対し、緊急通行車両確認証明書及び標章を交付する。
- （４）車両の使用者の申請により、知事又は公安委員会は当該車両が緊急通行車両であることの確認を行う。

5 資機材の配備

~~災害風水害等~~が発生した場合において、災害応急対策を実施するため、必要な資機材の点検、整備及び配備等の準備を行う。

6 救助法が適用された場合

応急措置のための輸送

（１）範囲

応急救助のための輸送費として支出できるものは、次に掲げる場合の移送又は輸送である。

- ア 被災者の避難
- イ 医療及び助産
- ウ 被災者の救出
- エ 飲料水の供給
- オ 救済用物資の輸送
- カ 遺体の搜索
- キ 遺体の処理（埋葬を除く。）

（２）費用

応急救助のための支出できる輸送費は、当該地域における通常の実費とする。

（３）期間

応急救助のための輸送を認められる期間は、当該救助の実施が認められる期間とする。

資料 16-1 災害救助法による救助の程度と期間

7 国によるプッシュ型支援が実施された際の受入れ施設（総務管理部、産業物資対策部）

国により支援物資等が配送されるプッシュ型支援が開始された際は、「AGF 鈴鹿体育館」及び「西部体育館」を市物資拠点として受入れ先とする。なお、物資拠点での